

河内長野市企業人権協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、河内長野市企業人権協議会（以下「協議会」という。）と呼び、事務所を河内長野市役所総合政策部人権推進課内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、公正採用選考人権啓発推進員制度の円滑な推進をはかり、企業の立場から同和問題はじめとする人権問題の解決のため、企業従業員の啓発の充実と雇用機会の均等化など、一貫した推進体制の樹立を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 同和問題をはじめとする人権問題に関する研修・講習会等の開催
- (2) 同和問題をはじめとする人権問題の啓発普及
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、河内長野市内の事業所が設置する推進員をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監査 2名

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は総会において選出し、役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その役員が所属する事業所の後任の推進員がこれに当たり、その期間は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- ③ 会計は会計事務を処理する
- ④ 幹事は三役を補佐し、必要に応じて会員の連絡調整にあたる。
- ⑤ 会計監査は会計全般を監査し、総会に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は協議会の最高決定機関とする。

2 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は会員の過半数の出席により成立し、その議事は出席会員の過半数により決定する。

(総会の決定事項)

第10条 次の事項は、総会に附議しなければならない。

- ① 規約の改廃
- ② 活動報告及び活動方針
- ③ 予算及び決算
- ④ その他総会及び役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第11条 役員会は、協議会の執行機関で三役と幹事及び会計監査で構成し、会長が招集する。

2 役員会は、会長が必要と認めたときは適宜これを招集する。

(会費)

第12条 協議会の経費は、会費・寄付金その他の収入金をもってこれに充てる。
会費は、総会で決定し一事業所につき年額1万円とする。

(事業年度)

第13条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は1981年12月2日から実施する。

2 1981年度の事業年度に限り12月2日から1982年3月31日までとする。

附 則

この規約は1983年5月26日から適用する。

附 則

この規約は1989年5月30日から適用する。

附 則

この規約は1998年6月 3日から適用する。

附 則

この規約は2002年5月31日から適用する。

附 則

この規約は2014年4月1日から適用する。